

協会長ステートメント

会長 白川儀一

2023.3.16

協会長に就任して約9か月が経過しました。この間の主な取組みにつきまして、ご報告いたします。

1. はじめに

本年1月下旬に、日本列島に強い寒波が襲来し、例年は雪の降らない地域にも積雪がみられ、日本海側を中心に大雪となりました。各地で凍結による水道管の破裂・漏水といったライフライン、住宅への被害が発生し、多くの国民の皆さまが被災されました。雪害等によりお亡くなりになった方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。また今後の雪解け時期では、雪崩や河川増水による被害が発生するおそれがあります。自治体のハザードマップや避難情報を注視していただき、ご家族や周囲の方々と災害への備えをご確認いただきたくお願い申し上げます。



昨年の福島県沖地震発生から、本日でちょうど一年となりました。また、本年2月6日には、トルコおよびシリアで大地震が発生するなど、地震や自然災害の甚大な脅威が顕在化しており、世界的に防災・減災の取組みや保険の機能・重要性が再認識されています。こうした自然災害の脅威に対し、損害保険業界として如何にその役割を発揮していくかが問われていると認識しています。

世界における安全保障上の懸念や、物価上昇、金融市場の変動など、私たちを取り巻く環境は、依然不安定な状況が続いています。このように厳しく不確実な環境下、当協会としては、国民の皆さまの暮らしや経済活動の支えとなり、リスクの担い手である会員各社とともに変化やニーズを先取りし、社会課題解決への新たなチャレンジを続けることで、損害保険業界の発展と社会への貢献を目指します。

2. 本年度の主要課題に関する具体的な取組み

本年度の主要課題に関する取組みについて次の通りご報告します。

(1) 気候変動・自然災害

① 防災・減災に向けた取組み

第9次中期基本計画の重点課題である「災害に強い社会の実現」に向け、引き続き以下のような取組みを進めています。

- ・ 2022年度から高等学校において、「地理総合」が必修となりハザードマップ等に関する学習も明記されたことを踏まえ、本年3月7日に、高等学校・小中学校の教員を対象とした講習会を開催しました。本講習会については、後日、オンラインで動画を展開予定であり、引き続き、教育現場に合わせた様々なコンテンツを活用し、防災・減災に係る知識普及のための活動を継続してまいります。
- ・ 各支部で、地域のリスクに応じたハザードマップの普及活動を実施しました。東北支部では、昨夏の北東北地方での大雨災害を踏まえ、本年1月にオンラインで、対談形式の防災啓発セミナーを開催し、地域の皆さまから寄せられた水災に関する疑問や不安の声に、専門家の方から丁寧にお答えいただきました。北陸支部では、石川県・石川県損害保険代理業協会・損保協会北陸支部の3者で、本年1月に『防災分野における連携に関する協定』を締結し、「ハザードマップ等を活用した災害リスクの普及啓発」や「災害に備えた損害保険の普及啓発」等について連携することとしています。

こうした、お客さまを守る防災・減災への取組みは、損害保険業界にとって極めて重要であり、その取組みをより効果的なものとしていくために、外部機関・有識者の協力を得ながら、会員各社が積極的に関与していけるよう態勢を強化してまいります。

② 災害に便乗する悪質な業者への対策

積雪の多い地域では、雪解け後に損傷箇所のある住宅に、悪質な業者が近づき、お客さまをトラブルに巻き込む可能性があります。当協会の各支部においては、悪質な業者からお客さまをお守りすべく、関連チラシの作成、自治体・警察と連携した関連情報の発信、消費生活センターと連携した啓発活動などの対策を講じています。雪の多い地域に対しては専用クリアファイルの配布による注意喚起等も実施しています。保険金請求は申請サポート業者に依頼することなくご自身で行えますので、被災された際には、業者と接触する前に、まずはご契約の損害保険会社または損害保険代理店へご相談いただきますようお願い申し上げます。

当協会は、日本損害保険代理業協会（以下、日本代協）と連携し、以下のように、お客さま向け、日本代協会員向けの情報提供の仕組み作りを進めてまいりました。

- ・ 令和4年台風第14号・第15号で災害救助法が適用された地域および本年1月下旬の寒波で大雪等による被害のあった地域において、代理店の皆さまから契約者へ注意喚起メールを発信
- ・ 悪質な業者による被害状況など顧客と業者の接点についての実態と、顧客への周知方法など取組事例について、被災地域（令和4年台風第14号・第15号で災害救助法が適用された地域）の代理店にアンケートを実施

また、一般社団法人全国信用金庫協会（以下、全信協）とも連携し、会員信用金庫へ、悪質な業者に関する問題や当協会と連携した対策について周知いたしました。さらに、全信協の機関誌「信用金庫」には、注意喚起に関する記事およびチラシを掲載するなど、啓発活動にご協力いただいています。

加えて、一般消費者向けには、各関係団体のHPにおいて、悪質な業者に関連するデジタル広告を実施してまいりました。

今後も適時・適切に保険金をお支払いする損害保険業界の役割を果たしていけるよう、関係団体の皆さまとの連携を強化し、対策を講じてまいります。

③ 気候変動・サステナビリティ関連課題への対応

本年2月14日に、気候変動と関係が深く、サステナビリティに関する主要な課題でもある自然資本・生物多様性をテーマに第5回気候変動勉強会をオンラインで開催しました。講師には、経団連自然保護協議会事務局長兼日本経済団体連合会環境エネルギー本部長の長谷川雅巳氏をお招きし、生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）の結果と今後の動向や生物多様性分野において損害保険会社が活躍しうる領域についてご講義いただきました。今後も、会員各社に対して、気候変動・サステナビリティ関連課題への対応の促進に向け、取組みを継続してまいります。

（2）デジタル・トランスフォーメーション(DX)

① 標準化・共通化の加速

「保険料控除証明書発行サービス」システムの安定運営および利便性向上、対応保険会社の拡大のほか、年末調整・確定申告手続きにおける保険料控除証明書電子データ利用の普及に努めた結果、同システムによる電子データの取得件数が2月末現在で約25万件（対前年比約3.4倍）となりました。全体のデータ取得可能件数に対してはまだご利用割合が低いいため、次年度以降も、関係機関と連携して利用拡大に努めて参ります。

② エマージングリスクに関する取組み

中小企業向けの啓発活動として、以下の取組みを行いました。

- ・ 中小企業が実際に直面した危機と保険による備えに関して、4種の動画を作成し昨年12月24日～本年1月7日にかけてテレビで放送するとともに、当協会の特設サイト「中小企業に必要な保険」にも掲載しました。

- ・ 中小企業の企業経営に係るリスクについて、中小企業の皆さまにご認識いただけるよう関係団体と連携し周知活動を行っています。本年1月17日に開催された「全国中小企業強靱化支援協議会」において、中小企業の経営リスクに対する意識調査（昨年12月リリース）の結果をご提供し、中小企業基盤整備機構や中小企業庁等政府関係者の皆さまと意見交換を行いました。
- ・ 中小企業基盤整備機構作成のチラシで、当協会の中小企業向け特設サイトおよび損害保険の有効性をご紹介いただきました。

また、当協会の各支部において各地方経済産業局や関係団体と連携し、中小企業に対する啓発活動を継続的に行っています。中国支部（6月）、北海道支部（9月）、近畿支部（10月）、中部支部・北陸支部（共催・12月）に続き、2月には関東支部、中国支部、四国支部、九州支部、東北支部で各地方経済産業局等と連携し、中小企業への保険普及や事業継続力強化計画認定取得の推進に関連したセミナーを開催しました。今後も引き続き、各支部において関係団体主催のセミナーへの講師派遣など、その地域の実情に即した連携施策を企画してまいります。

（3）その他損害保険業界が進める主な継続的取組み

① 若年層の損害保険リテラシーの向上

若年層の損害保険リテラシーの向上のため、教育機関・行政・有識者・金融他団体との連携強化を進めているほか、昨年度に続き、家庭科、公民科の教員の皆さまを対象とした損害保険リテラシー教育に関する調査を実施し、調査結果を3月15日に協会HPで公表しました。調査からは損害保険教育の必要性の認識が高まっていることが読み取れるものの、教育の実施状況の乖離は依然として大きいと、教員の皆様に対して、より役立つ情報や授業で扱いやすい教育ツールの提供を続けていきたいと考えています。

また、高校生への教育の充実を図るべく、教員向けの損害保険教育情報誌「そんぼジャーナル」を2月20日に発行し、有識者による金融経済教育のあり方への意見や現場教育による授業実践例をとりまとめ、全国の高校および教育委員会等に提供しています。

さらに、高校生向け教材「明るい未来へTRY!」を部分改訂し、3月14日にリリースしました。教科書や学習指導要領に対応したページを新設するなど、指導しやすい教材を目指しています。

資産形成のためには、資産を「育てる」とともに、資産を「守る」ことが必要不可欠であり、リスクへの備えとしての民間保険教育を実施することが重要です。

今後も、損害保険業界として、国民の皆さまの金融リテラシーの向上の一助となるよう取組みを進めてまいります。

② 保険事業の環境整備に向けた適切な対応

保険事業の環境整備に向け、国内外の基準・規制への対応として当協会の意見を発信しています。

本年1月には、保険監督者国際機構（IAIS）の「保険セクターのオペレーショナルレジリエンスに関するイシューズ・ペーパー」案に対し、また2月には「個別保険会社のモニタリング評価手法の見直し」案に係る市中協議に対し、それぞれ意見を提出しました。

当協会は、IAISにおける国際保険監督基準策定の議論に積極的に参加しており、国際保険協会連盟（GFIA）を通じた意見表明も含め、国際的な監督基準に本邦損害保険業界の意見が適切に反映さ

れるよう、今後も努めてまいります。

③ 新興国市場への各種支援の強化

昨年12月に開催されたASEAN保険会議（AIC）年次会合において、各市場の課題やAICとの今後の協力・関係強化について、ASEAN各国の官民保険業界関係者と情報・意見交換を行うとともに、AICの幹部、ISJ卒業生等との交流を深めました。本会合では当協会から、50周年を迎えた日本国際保険学校（ISJ）を通じたアジア損保市場の健全な発展のための支援・交流の取組みを紹介したほか、保険金詐欺対策について日本の取組みを紹介し、ベストプラクティスの共有を呼びかけました。

また、本年2月には、ラオスの損害保険業界関係者および保険監督官庁を対象としたISJ海外セミナーを、オンデマンド方式で開催しました。

④ 募集品質向上に関する取組み

損害保険トータルプランナーの拡大に向け、都道府県代協や会員各社と連携して損保大学課程教育プログラムの受講勧奨を行うなど取組みを進めています。受講者負担軽減のため受講料を引き下げるなどの取組みを通じ、2017年度をピークに減少傾向にあった教育プログラムの受講申込者数は、2023年4月開講分では1,407名と昨年の1,231名を上回りました。

また、損害保険トータルプランナーの方向けに、本年2月1日から、新たに顔写真付きの認定証の発行・販売を開始しました。さらに、一般消費者向けweb広告を出稿するなど、損害保険トータルプランナーに関する消費者の認知度を向上する取組みを継続的に実施しています。

⑤ 自賠償保険広報活動

昨年度に引き続き、伊藤沙莉さんと自賠償保険ステッカーくんを起用した自賠償保険広報活動を3月1日より開始しました。インターネット・デジタルコンテンツ等も活用し消費者への訴求を行ってまいります。

3. おわりに

2022年度も残り僅かとなりました。本年度は、当協会の第9次中期基本計画の2年度目にあたり、昨年度に引き続き、「安心かつ安全で持続可能な社会の実現」、「経済および国民生活の安定と向上の実現」に向けて、各取組みを進めてまいりました。特に、悪質な業者への対策は、関係団体の皆さまのご支援をいただきながら、一步ずつ前進しております。

今後も、お客さまの安心・安全を支える社会インフラとしての役割・機能を持続的に果たせるよう、会員各社と一体となって、主要課題解決に向け着実に取組みを進めてまいります。

引き続き、皆さまのご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上